

令和2年3月9日

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画
株式会社おばこライフサービス
代表取締役社長 藤川 栄

株式会社おばこライフサービス 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日 ～ 令和4年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：すべての社員に産前産後休業や育児休業・介護休業の制度の見直しなどを社員に周知及び情報提供を行う。

<対策>

令和2年6月～ おばこライフサービスの規定改正など制度に関する要点をまとめたチラシを作成し社員に配布。(コンプラ等研修会実施時)
パンフレットの活用

目標2：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり年間7日以上とする。

<対策>

令和2年4月から毎月年次有給休暇の取得状況を把握する。
令和2年6月・9月・12月・3月の年4回状況報告会を開催し、取得出来ない部署への業務体制を検証し取得できる環境を作り実施する。
令和3年度も同様の取り組みを実施する。

目標3：令和2年4月から所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定実施する。

<対策>

事業内容及び繁忙期が異なることから、各事業所で定める。
令和2年4月～ 部署ごとの月別データを分析し削減時間を具体的に示す。また、問題点を検討
令和2年5月～ ノー残業デーの実施・社員への周知
令和3年度も同様の取り組みを実施する。

目標4：JA秋田おばこが運営する「おばここども園」の費用助成を実施する。

<対策>

平成30年4月より、規程変更しているので社員への継続周知徹底。